

平成22年1月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 三浦陽子

平成21年(ワ)第15787号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成21年12月15日

判 決

札幌市中央区北

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都品川区東品川2丁目3番14号

被 告

同代表者代表社員

同職務執行者

同訴訟代理人支配人

内 藤 満

C F J 合 同 会 社

C F J ホールディングス株式会社

浅 野 俊 昭

山 本 圭 一

主 文

- 1 被告は、原告に対し、828万3494円及び内702万0354円に対する平成20年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決の1項は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1023万8611円及び内852万2896円に対する平成20年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、貸金業者のアイク株式会社及び平成15年1月1日にこれを吸収合

併した被告（以下、「アイク株式会社」及び上記合併後の被告を「被告」という。）との間で借入及び返済を繰り返していた原告が、利息制限法所定の制限の範囲内で充当計算をすると過払になると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき過払金 852 万 2896 円並びにこれに対する平成 20 年 1 月 26 日から支払済みまで民事法定利率年 5 分の割合による法定利息及び同月 25 日までに過払金につき生じた上記割合による法定利息 171 万 5715 円の支払を求める事案である。

1 前提事実 ((1), (2)は当事者間に争いがなく, (3)は当裁判所に顕著である。)

(1) 原告は、貸金業者である被告との間で、継続的な金銭消費貸借取引をしており、別紙計算書の昭和 63 年 1 月 8 日以降の「年月日」欄記載の日に、「借入金額」欄記載の金員を借り入れ、「弁済額」欄記載の金員を弁済した。

(2) 上記各借入に係る約定利率は、利息制限法所定の制限利率を超えていた。

(3) 被告は、原告に対し、平成 10 年 6 月 16 日の返済以前の取引（以下「無担保取引」という。）により発生した過払金の返還請求権について、消滅時効を援用する。

2 争点

本件の争点は、次の各点にある。

(1) 昭和 63 年 1 月 8 日の弁済前における無担保取引の残高 (争点 1)

(2) 充当関係、消滅時効 (争点 2)

(3) 被告が民法 704 条にいう「悪意の受益者」に当たるか (争点 3)

(4) 平成 10 年 6 月 16 日～平成 20 年 1 月 25 日の取引（以下「不動産担保取引」という。）について原告が遅延損害金の弁済義務を負うか (争点 4)

3 当事者の主張

(1) 争点 1 (昭和 63 年 1 月 8 日の弁済前における無担保取引の残高) につ

いて

(原告の主張)

原告と被告との間の無担保取引は昭和55年5月ころに開始されたものであり、利息制限法に従って計算すれば、昭和63年11月ころには被告に対する借入残高はなかった。

(被告の主張)

無担保取引は昭和63年3月10日から始まった。同年11月8日の借入残高が0円であることを原告が証明しない限り、約定利率に基づく借入残高41万4489円を同日の残高と認定すべきである。

(2) 争点2 (充当関係, 消滅時効) について

(原告の主張)

原告は、平成10年6月16日、被告から勧誘を受けて、実母の所有する不動産を担保として借入をして、被告との無担保取引に係る借入及び他の消費者金融に対する借入を一括して返済することとした。これは、借換えの一種であり、一般に債務の一本化とかおまとめローンと呼ばれており、当事者は法律関係の簡明な形での清算を強く意図していたから、無担保取引と不動産担保取引とを1個の連続した貸付取引と評価すべきである。

(被告の主張)

原告と被告との間の取引は、①平成10年6月16日までの無担保取引、②同日以降の不動産担保取引から成る。両者は基本契約を異にしており、担保の有無、利率のほか、リボルビング契約か融資額が固定した契約かという構造まで異なり、一連一体のものとして充当計算をすべきではない。したがって、無担保取引により発生した過払金の返還請求権の消滅時効は完成した。

(3) 争点3 (被告が民法704条にいう「悪意の受益者」に当たるか) について

(原告の主張)

被告は、貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超える利息であることを知りながらこれを受領したのであるから、民法704条にいう「悪意の受益者」に当たる。

(被告の主張)

争う。

(4) 争点4 (不動産担保取引について原告が遅延損害金の弁済義務を負うか)について

(被告の主張)

不動産担保取引には、遅延損害金に関する特約があり、遅延損害金が発生するためには期限の利益を失う必要はないから、原告が分割金の返済を怠った場合には、遅れた日数分について年29.2%の遅延損害金の弁済義務を負担していた。

(原告の主張)

不動産担保取引に係る契約書によれば、遅延損害金が発生するためには期限の利益喪失事由があることが求められており、被告の主張は、この約定に反する。

第3 争点に対する判断

1 争点1 (昭和63年11月8日の弁済前における無担保取引の残高)について

原告作成の陳述書(甲1号証)には、被告との無担保取引が昭和55年5月ころから始まった旨の記載がある。しかし、その記載によっても、原告の記憶にあいまいな点があることは否定し難く、他方、証拠(乙16, 同17号証)によれば、① 原告作成の昭和63年3月10日付け「お申込書」の「アイクをお知りになった広告媒体」欄に「デンワ帳」という新規取引と符合する記載があること、② 被告作成の同日付け調査書の「当社利用状況」欄に「NC」

(新規顧客) という記載があることが認められる。そうすると、昭和55年5月ころから無担保取引が始まったという上記陳述書の記載は採用することができず、昭和63年3月10日から無担保取引が始まったと認定するのが相当である。

そして、無担保取引における昭和63年当時の約定利率が年36%であること(乙18号証)、同年3月10日の貸付額が50万円であること(乙17号証)、同日の翌月から毎月1日までに2万5000円以上の額を返済すべきものとされ(乙18号証)、原告が実際に同年11月から平成元年3月まで毎月2万5000円ずつ返済していること(乙1号証)から、昭和63年11月8日における約定利率に基づく借入残高41万4489円(乙1号証)と合致するように原告の返済状況を推計すると、別紙計算書「1988年3月10日」～「1988年10月1日」欄のとおりとなる。したがって、昭和63年11月8日における弁済前の無担保取引の元本残高を37万4843円と認めるのが相当である。

2 争点2 (充当関係, 消滅時効) について

- (1) 第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を第2の基本契約に基づく取引により生じた新たな借入金債務に

充当する旨の合意が存在するものと解するのが相当である。

- (2) 無担保取引と不動産担保取引とでは、担保の有無や利率が異なり（実質年利は、前者が28.6%であるのに対し、後者が19.37%。乙3，同19号証），別個の契約書が取り交わされている。

しかし、不動産担保取引は、無担保取引が終了した平成10年6月16日のうちに開始されているところ、証拠（甲1号証）によれば、原告は、被告の営業担当者に勧められて、被告との無担保取引に係る借入のほか、他の消費者金融に対する借入を一括して返済するために、実母の所有する不動産を担保として600万円を借り入れる契約を締結することとし、実際には、被告に対する借入金とされた約86万円を控除した残額約513万円の交付を受けたことが認められる。そうすると、不動産担保取引は、無担保取引の借換えないし借増しの実質を有するものであり、原告及び被告の営業担当者は、これによって債権債務関係を簡明にすることを意図していたものというべきである。

したがって、無担保取引と不動産担保取引とを、事実上1個の連続した貸付取引であると評価するのが相当であるから、原告と被告との間には、無担保取引により発生した過払金を不動産担保取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するというべきである。そうすると、無担保取引により発生した過払金の返還請求権の消滅時効の完成を認めることはできない。

- 3 争点3（被告が民法704条にいう「悪意の受益者」に当たるか）について
被告は、本件に貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下「法」という。）43条1項の規定が適用されることを基礎付ける具体的事実を何ら主張しないから、被告は、原告に対し、貸金業者として法17条1項及び18条1項に規定する各書面を交付することなく貸付けをし、利息制限法所定の制限を超える利息を受領したと

いうべきである。また、被告は、各弁済金を受領した時点において法43条1項の適用があるとの認識を有していたこと、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があることについて、何ら主張しない。

したがって、被告は民法704条にいう「悪意の受益者」に当たると解するのが相当である。

4 争点4（不動産担保取引について原告が遅延損害金の弁済義務を負うか）について

証拠（乙3号証、同22号証の各証）によれば、不動産担保取引に係る契約書においては、遅延損害金の利率は年29.2%とされており、借主（原告）が毎月の返済期日を1日でも遅延した場合には、当然に期限の利益を喪失して上記割合による遅延損害金を加算した残債務全額を直ちに支払うこと（契約条項5条①）が合意されているが、他に遅延損害金を支払うべき場合についての約定はないことが認められる。

そうすると、上記遅延損害金の合意は、期限の利益喪失を前提としたものというべきであり、期限の利益喪失と無関係に遅延損害金が生ずる旨をいう被告の主張は、上記約定に反し、採用することができない。

被告は、上記約定に反する取扱いが行われていたことの裏付けとして取引経過一覧表（乙23号証）を提出するが、被告の内部資料であり、このような取扱いを原告が認識していたことを裏付ける受取証書を提出しない。

そして、不動産担保取引においては期限の利益が喪失するものとされなかったことは、当事者間に争いがないのであるから、原告は遅延損害金の支払義務を負わないと解すべきである。

したがって、原告が遅延損害金の弁済義務を負う旨をいう被告の主張は失当である。

5 以上によれば、原告の過払金及びこれに対する法定利息の額は、別紙計算書

のとおり算定されるから、原告の請求は、過払金702万0354円並びにこれに対する平成20年11月26日から支払済みまで民事法定利率年5分の割合による法定利息及び同月25日までに過払金につき生じた上記割合による法定利息126万3140円の支払を求める限度で理由がある。

東京地方裁判所民事第28部

裁 判 官 阪 本 勝

()

CFJ 合同会社									
年	月	日	借入金額	利率	日数	利息	弁済額	残元金	未払利息
1988	3	10	¥500,000	0.18				¥500,000	
1988	4	1		0.18	22	¥5,409	¥25,000	¥480,409	¥0
1988	5	1		0.18	30	¥7,088	¥25,000	¥462,497	¥0
1988	6	1		0.18	31	¥7,051	¥25,000	¥444,548	¥0
1988	7	1		0.18	30	¥6,558	¥25,000	¥426,106	¥0
1988	8	1		0.18	31	¥6,496	¥25,000	¥407,602	¥0
1988	9	1		0.18	31	¥6,214	¥25,000	¥388,816	¥0
1988	10	1		0.18	30	¥5,736	¥19,709	¥374,843	¥0
1988	11	8		0.18	38	¥7,005	¥25,000	¥356,848	¥0
1988	12	5		0.18	27	¥4,738	¥25,000	¥336,586	¥0
1989	1	11		0.18	37	¥6,129	¥25,000	¥317,715	¥0
1989	2	7		0.18	27	¥4,230	¥25,000	¥296,945	¥0
1989	3	8		0.18	29	¥4,246	¥25,000	¥276,191	¥0
1989	3	23		0.18	15	¥2,043	¥369,430	¥91,196	¥0
1991	4	8	¥750,000	0.05	746	¥9,319		¥649,485	¥0
1991	5	8		0.18	30	¥9,608	¥40,000	¥619,093	¥0
1991	6	3		0.18	26	¥7,937	¥35,000	¥592,030	¥0
1991	7	2		0.18	29	¥8,466	¥35,000	¥565,496	¥0
1991	8	16		0.18	45	¥12,549	¥30,000	¥548,045	¥0
1991	9	18		0.18	33	¥8,918	¥30,000	¥526,963	¥0
1991	10	1		0.18	13	¥3,373	¥30,000	¥500,341	¥0
1991	10	29		0.18	28	¥6,908	¥30,000	¥477,249	¥0
1991	12	5		0.18	37	¥8,708	¥35,000	¥450,957	¥0
1992	1	9		0.18	35	¥7,778	¥35,000	¥423,735	¥0
1992	2	6		0.18	28	¥5,835	¥32,000	¥397,570	¥0
1992	3	10		0.18	33	¥6,452	¥34,000	¥370,022	¥0
1992	5	12		0.18	63	¥11,464	¥32,000	¥349,486	¥0
1992	6	5		0.18	24	¥4,125	¥30,000	¥323,611	¥0
1992	7	2		0.18	27	¥4,297	¥30,000	¥297,908	¥0
1992	8	6		0.18	35	¥5,127	¥30,000	¥273,035	¥0
1992	9	8		0.18	33	¥4,431	¥30,000	¥247,466	¥0
1992	10	1		0.18	23	¥2,799	¥30,000	¥220,265	¥0
1992	11	9		0.18	39	¥4,224	¥33,000	¥191,489	¥0
1992	12	4		0.18	25	¥2,354	¥30,000	¥163,843	¥0
1993	1	6		0.18	33	¥2,660	¥30,000	¥136,503	¥0
1993	2	4		0.18	29	¥1,952	¥30,000	¥108,455	¥0
1993	3	2		0.18	26	¥1,390	¥30,000	¥79,845	¥0
1993	4	7		0.18	36	¥1,417	¥30,000	¥51,262	¥0
1993	4	26		0.18	19	¥480	¥30,000	¥21,742	¥0
1993	5	25		0.18	29	¥310	¥30,000	¥7,948	¥0
1993	6	28		0.05	34	¥37	¥30,000	¥37,948	¥37
1993	6	30		0.05	2	¥10	¥316,224	¥354,172	¥47
1994	8	25	¥500,000	0.05	421	¥20,425		¥125,356	¥0
1994	10	13		0.18	49	¥3,029	¥21,000	¥107,385	¥0
1994	11	1		0.18	19	¥1,006	¥20,000	¥88,391	¥0
1994	12	8		0.18	37	¥1,612	¥21,000	¥69,003	¥0
1994	12	30		0.18	22	¥748	¥19,000	¥50,751	¥0
1995	1	26		0.18	27	¥675	¥19,000	¥32,426	¥0
1995	2	28		0.18	33	¥527	¥19,000	¥13,953	¥0
1995	4	3		0.18	34	¥233	¥20,000	¥5,814	¥0
1995	5	2		0.05	29	¥23	¥20,000	¥25,814	¥23
1995	6	2		0.05	31	¥109	¥20,000	¥45,814	¥132

1995	7	4	0.05	32	-¥200				
1995	8	8	0.05	35	-¥315	¥20,000	-¥65,814		-¥332
1995	8	8	0.05	0	¥0	¥20,000	-¥85,814		-¥647
1995	8	31	0.18	23	¥2,770		¥244,260		¥0
1995	10	3	0.18	33	¥3,531	¥30,000	¥217,030		¥0
1995	11	1	0.18	29	¥2,725	¥30,000	¥190,561		¥0
1995	11	30	0.18	29	¥2,335	¥30,000	¥163,286		¥0
1995	12	20	0.18	20	¥1,337	¥30,000	¥135,621		¥0
1995	12	20	0.05	0	¥0	¥708,516	-¥571,558		¥0
1996	1	4	0.18	15	¥1,319	¥30,000	¥178,442		¥0
1996	2	5	0.18	32	¥2,356	¥30,000	¥149,761		¥0
1996	3	5	0.18	29	¥1,741	¥30,000	¥122,117		¥0
1996	3	28	0.18	23	¥1,061	¥30,000	¥93,858		¥0
1996	5	2	0.18	35	¥1,117	¥30,000	¥64,919		¥0
1996	6	4	0.18	33	¥584	¥30,000	¥36,036		¥0
1996	7	3	0.18	29	¥94	¥30,000	¥6,620		¥0
1996	8	1	0.05	29	-¥92	¥30,000	-¥23,286		¥0
1996	8	13	0.05	12	-¥87	¥645,363	-¥53,286		-¥92
1996	8	13	0.05	0	¥0		-¥698,649		-¥179
1996	9	2	0.18	20	¥503	¥30,000	¥51,172		¥0
1996	10	2	0.18	30	¥319	¥30,000	¥21,675		¥0
1996	11	5	0.05	34	-¥37	¥30,000	-¥8,006		¥0
1996	12	3	0.05	28	-¥145	¥30,000	-¥38,006		-¥37
1996	12	30	0.05	27	-¥250	¥30,000	-¥68,006		-¥182
1997	2	4	0.05	36	-¥183	¥30,000	-¥98,006		-¥432
1997	3	3	0.05	27	-¥473	¥30,000	-¥128,006		-¥915
1997	4	1	0.05	29	-¥627	¥30,000	-¥158,006		-¥1,388
1997	5	7	0.05	36	-¥927	¥30,000	-¥188,008		-¥2,015
1997	6	3	0.05	27	-¥806	¥30,000	-¥218,006		-¥2,942
1997	7	2	0.05	29	-¥961	¥24,000	-¥242,006		-¥3,748
1997	8	4	0.05	33	-¥1,207	¥25,000	-¥267,006		-¥4,709
1997	8	4	0.05	33	-¥1,207	¥630,473	-¥897,479		-¥5,916
1997	9	1	0.05	0	¥0		-¥88,395		¥0
1997	9	1	0.05	28	-¥319	¥33,000	-¥116,395		-¥319
1997	10	6	0.05	35	-¥558	¥36,000	-¥152,395		-¥877
1997	11	5	0.05	30	-¥626	¥40,000	-¥192,395		-¥1,503
1997	12	2	0.05	27	-¥711	¥30,000	-¥222,395		-¥2,214
1998	1	6	0.05	35	-¥1,066	¥781,958	-¥1,004,353		-¥3,280
1998	1	6	0.05	0	¥0		-¥187,633		¥0
1998	2	3	0.05	28	-¥719	¥30,000	-¥217,633		-¥719
1998	2	6	0.05	3	-¥89	¥1,000	-¥218,633		-¥808
1998	3	16	0.05	38	-¥1,138	¥33,000	-¥251,633		-¥1,946
1998	4	2	0.05	17	-¥585	¥34,000	-¥285,633		-¥2,531
1998	4	14	0.05	12	-¥469	¥790,605	-¥1,076,238		-¥3,000
1998	4	14	0.05	0	¥0		-¥259,238		¥0
1998	5	6	0.05	22	-¥781	¥35,000	-¥294,238		-¥781
1998	5	25	0.05	19	-¥765		-¥225,784		¥0
1998	6	9	0.05	15	-¥463	¥35,000	-¥260,784		-¥463
1998	6	16	0.05	7	-¥250	¥863,123	-¥1,123,907		-¥713
1998	6	16	0.05	0	¥0		¥4,875,380		¥0
1998	6	16	0.15	0	¥0	¥180,000	¥4,695,380		¥0
1998	7	8	0.15	22	¥42,451	¥120,000	¥4,617,831		¥0
1998	8	6	0.15	29	¥55,034	¥120,000	¥4,552,865		¥0
1998	9	11	0.15	36	¥67,357	¥110,000	¥4,510,222		¥0
1998	10	19	0.15	38	¥70,433	¥111,000	¥4,469,655		¥0

1998	11	11	0.15	23	¥42,247	¥110,000	¥4,401,902	¥0
1998	12	2	0.15	21	¥37,989	¥61,000	¥4,378,891	¥0
1998	12	11	0.15	9	¥16,195	¥50,000	¥4,345,086	¥0
1999	1	19	0.15	39	¥69,640	¥11,000	¥4,345,086	¥58,640
1999	1	25	0.15	6	¥10,713	¥90,000	¥4,324,439	¥0
1999	2	5	0.15	11	¥19,548	¥11,000	¥4,324,439	¥8,548
1999	2	13	0.15	8	¥14,217	¥100,000	¥4,247,204	¥0
1999	3	9	0.15	24	¥41,890	¥51,000	¥4,238,094	¥0
1999	3	25	0.15	16	¥27,866	¥60,000	¥4,205,960	¥0
1999	4	1	0.15	7	¥12,099	¥50,000	¥4,168,059	¥0
1999	4	6	0.15	5	¥8,564	¥70,000	¥4,106,623	¥0
1999	5	13	0.15	37	¥62,443	¥110,100	¥4,058,966	¥0
1999	5	19	0.15	6	¥10,008	¥111,000	¥3,957,974	¥0
1999	6	16	0.15	28	¥45,543	¥22,000	¥3,957,974	¥23,543
1999	6	17	0.15	1	¥1,626	¥10,000	¥3,957,974	¥15,169
1999	6	25	0.15	8	¥13,012	¥80,000	¥3,906,155	¥0
1999	7	30	0.15	35	¥56,184	¥111,000	¥3,851,339	¥0
1999	9	28	0.15	60	¥94,964	¥130,000	¥3,816,303	¥0
1999	9	28	0.15	0	¥0	¥90,000	¥3,726,303	¥0
1999	11	11	0.15	44	¥67,379	¥21,000	¥3,726,303	¥46,379
1999	11	16	0.15	5	¥7,656	¥20,000	¥3,726,303	¥34,035
1999	11	18	0.15	2	¥3,062	¥10,000	¥3,726,303	¥27,097
1999	11	23	0.15	5	¥7,656	¥30,000	¥3,726,303	¥4,753
1999	11	23	0.15	0	¥0	¥2,000	¥3,726,303	¥2,753
1999	11	26	0.15	3	¥4,594	¥140,000	¥3,593,650	¥0
2000	1	25	0.15	60	¥88,509	¥80,000	¥3,593,650	¥8,509
2000	2	1	0.15	7	¥10,309	¥11,000	¥3,593,650	¥7,818
2000	2	16	0.15	15	¥22,092	¥70,000	¥3,553,560	¥0
2000	2	16	0.15	0	¥0	¥29,000	¥3,524,560	¥0
2000	3	1	0.15	14	¥20,222	¥71,000	¥3,473,782	¥0
2000	3	2	0.15	1	¥1,423	¥20,000	¥3,455,205	¥0
2000	3	2	0.15	0	¥0	¥19,000	¥3,436,205	¥0
2000	4	5	0.15	34	¥47,881	¥11,000	¥3,436,205	¥36,881
2000	4	19	0.15	14	¥19,715	¥50,000	¥3,436,205	¥6,596
2000	4	25	0.15	6	¥8,449	¥50,000	¥3,401,250	¥0
2000	5	1	0.15	6	¥8,363	¥111,000	¥3,298,613	¥0
2000	6	1	0.15	31	¥41,908	¥110,100	¥3,230,421	¥0
2000	7	25	0.15	54	¥71,492	¥111,000	¥3,190,913	¥0
2000	8	13	0.15	19	¥24,847	¥11,000	¥3,190,913	¥13,847
2000	8	13	0.15	0	¥0	¥100,000	¥3,104,760	¥0
2000	9	14	0.15	32	¥40,718	¥31,000	¥3,104,760	¥9,718
2000	9	25	0.15	11	¥13,996	¥80,000	¥3,048,474	¥0
2000	10	10	0.15	15	¥18,740	¥12,000	¥3,048,474	¥6,740
2000	10	10	0.15	0	¥0	¥5,000	¥3,048,474	¥1,740
2000	10	16	0.15	6	¥7,496	¥90,000	¥2,967,710	¥0
2000	11	5	0.15	20	¥24,325	¥11,000	¥2,967,710	¥13,325
2000	11	13	0.15	8	¥9,730	¥100,000	¥2,890,765	¥0
2000	12	8	0.15	25	¥29,618	¥150,000	¥2,770,383	¥0
2001	1	22	0.15	45	¥51,161	¥11,000	¥2,770,383	¥40,161
2001	1	24	0.15	2	¥2,277	¥57,000	¥2,755,821	¥0
2001	1	29	0.15	5	¥5,662	¥110,000	¥2,651,483	¥0
2001	2	28	0.15	30	¥32,689	¥110,100	¥2,574,072	¥0
2001	4	2	0.15	33	¥34,908	¥81,000	¥2,527,980	¥0
2001	4	2	0.15	0	¥0	¥30,000	¥2,497,980	¥0

2001	5	1	0.15	29	¥29,770	¥110,100	¥2,417,650	¥0
2001	6	1	0.15	31	¥30,800	¥110,100	¥2,338,350	¥0
2001	6	29	0.15	28	¥26,907	¥110,100	¥2,255,157	¥0
2001	7	31	0.15	32	¥29,656	¥110,100	¥2,174,713	¥0
2001	8	31	0.15	31	¥27,705	¥110,100	¥2,092,318	¥0
2001	9	28	0.15	28	¥24,075	¥110,100	¥2,006,293	¥0
2001	10	31	0.15	33	¥27,208	¥110,100	¥1,923,401	¥0
2001	11	30	0.15	30	¥23,713	¥110,100	¥1,837,014	¥0
2001	12	28	0.15	28	¥21,138	¥110,100	¥1,748,052	¥0
2002	1	31	0.15	34	¥24,424	¥110,100	¥1,662,376	¥0
2002	2	28	0.15	28	¥19,128	¥110,100	¥1,571,404	¥0
2002	4	1	0.15	32	¥20,665	¥110,100	¥1,481,969	¥0
2002	4	30	0.15	29	¥17,661	¥110,100	¥1,389,530	¥0
2002	6	3	0.15	34	¥19,415	¥110,100	¥1,298,845	¥0
2002	7	1	0.15	28	¥14,945	¥110,100	¥1,203,690	¥0
2002	8	1	0.15	31	¥15,334	¥110,100	¥1,108,924	¥0
2002	9	2	0.15	32	¥14,583	¥110,100	¥1,013,407	¥0
2002	10	1	0.15	29	¥12,077	¥110,100	¥915,384	¥0
2002	10	31	0.15	30	¥11,285	¥110,100	¥816,569	¥0
2002	12	2	0.15	32	¥10,738	¥110,100	¥717,207	¥0
2003	1	6	0.15	35	¥10,315	¥110,100	¥617,422	¥0
2003	1	30	0.15	24	¥6,089	¥1,000	¥617,422	¥5,089
2003	2	3	0.15	4	¥1,014	¥500,000	¥123,525	¥0
2003	3	1	0.15	26	¥1,319	¥500,000	-¥375,156	¥0
2003	4	1	0.05	31	-¥1,593	¥400,000	-¥775,156	-¥1,593
2003	5	1	0.05	30	-¥3,185	¥400,000	-¥1,175,156	-¥4,778
2003	6	2	0.05	32	-¥5,151	¥200,000	-¥1,375,156	-¥9,929
2003	7	1	0.05	29	-¥5,462	¥111,000	-¥1,486,156	-¥15,391
2003	8	1	0.05	31	-¥6,311	¥111,000	-¥1,597,156	-¥21,702
2003	9	1	0.05	31	-¥6,782	¥111,000	-¥1,708,156	-¥28,484
2003	10	1	0.05	30	-¥7,019	¥111,000	-¥1,819,156	-¥35,503
2003	12	1	0.05	61	-¥15,201	¥111,000	-¥1,930,156	-¥50,704
2004	1	5	0.05	35	-¥9,250	¥111,000	-¥2,041,156	-¥59,954
2004	2	2	0.05	28	-¥7,807	¥111,000	-¥2,152,156	-¥67,761
2004	3	1	0.05	28	-¥8,232	¥111,000	-¥2,263,156	-¥75,993
2004	4	1	0.05	31	-¥9,584	¥111,000	-¥2,374,156	-¥85,577
2004	5	1	0.05	30	-¥9,730	¥111,000	-¥2,485,156	-¥95,307
2004	6	1	0.05	31	-¥10,524	¥111,000	-¥2,596,156	-¥105,831
2004	7	1	0.05	30	-¥10,639	¥111,000	-¥2,707,156	-¥116,470
2004	8	2	0.05	32	-¥11,834	¥111,000	-¥2,818,156	-¥128,304
2004	9	1	0.05	30	-¥11,549	¥111,000	-¥2,929,156	-¥139,853
2004	10	1	0.05	30	-¥12,004	¥111,000	-¥3,040,156	-¥151,857
2004	11	1	0.05	31	-¥12,874	¥111,000	-¥3,151,156	-¥164,731
2004	12	1	0.05	30	-¥12,914	¥111,000	-¥3,262,156	-¥177,645
2005	1	4	0.05	34	-¥15,156	¥111,000	-¥3,373,156	-¥192,801
2005	2	1	0.05	28	-¥12,938	¥111,000	-¥3,484,156	-¥205,739
2005	3	1	0.05	28	-¥13,363	¥111,000	-¥3,595,156	-¥219,102
2005	4	1	0.05	31	-¥15,267	¥111,000	-¥3,706,156	-¥234,369
2005	5	2	0.05	31	-¥15,738	¥111,000	-¥3,817,156	-¥250,107
2005	6	1	0.05	30	-¥15,686	¥111,000	-¥3,928,156	-¥265,793
2005	7	1	0.05	30	-¥16,143	¥111,000	-¥4,039,156	-¥281,936
2005	8	1	0.05	31	-¥17,152	¥111,000	-¥4,150,156	-¥299,088
2005	9	1	0.05	31	-¥17,623	¥111,000	-¥4,261,156	-¥316,711
2005	10	1	0.05	30	-¥17,511	¥111,000	-¥4,372,156	-¥334,222

2005	11	1	0.05	31	-¥18,566	¥111,000	-¥4,483,156	-¥352,788
2005	12	1	0.05	30	-¥18,423	¥111,000	-¥4,594,156	-¥371,211
2006	1	4	0.05	34	-¥21,397	¥111,000	-¥4,705,156	-¥392,608
2006	2	1	0.05	28	-¥18,047	¥111,000	-¥4,816,156	-¥410,655
2006	3	1	0.05	28	-¥18,472	¥111,000	-¥4,927,156	-¥429,127
2006	5	1	0.05	61	-¥41,172	¥111,000	-¥5,038,156	-¥470,299
2006	6	1	0.05	31	-¥21,394	¥111,000	-¥5,149,156	-¥491,693
2006	7	1	0.05	30	-¥21,160	¥111,000	-¥5,260,156	-¥512,853
2006	8	1	0.05	31	-¥22,337	¥51,000	-¥5,311,156	-¥535,190
2006	9	1	0.05	31	-¥22,554	¥111,000	-¥5,422,156	-¥557,744
2006	10	1	0.05	30	-¥22,282	¥111,000	-¥5,533,156	-¥580,026
2006	11	1	0.05	31	-¥23,496	¥111,000	-¥5,644,156	-¥603,522
2006	12	1	0.05	30	-¥23,195	¥111,000	-¥5,755,156	-¥626,717
2007	1	10	0.05	40	-¥31,535	¥31,000	-¥5,786,156	-¥658,252
2007	2	1	0.05	22	-¥17,437	¥111,000	-¥5,897,156	-¥675,689
2007	3	1	0.05	28	-¥22,619	¥30,000	-¥5,927,156	-¥698,308
2007	4	2	0.05	32	-¥25,982	¥30,000	-¥5,957,156	-¥724,290
2007	5	1	0.05	29	-¥23,665	¥61,000	-¥6,018,156	-¥747,955
2007	6	1	0.05	31	-¥25,556	¥31,000	-¥6,049,156	-¥773,511
2007	7	1	0.05	30	-¥24,859	¥111,000	-¥6,160,156	-¥798,370
2007	8	1	0.05	31	-¥26,159	¥111,000	-¥6,271,156	-¥824,529
2007	9	1	0.05	31	-¥26,630	¥61,000	-¥6,332,156	-¥851,159
2007	10	1	0.05	30	-¥26,022	¥111,000	-¥6,443,156	-¥877,181
2007	11	1	0.05	31	-¥27,361	¥51,000	-¥6,494,156	-¥904,542
2007	12	1	0.05	30	-¥26,688	¥41,000	-¥6,535,156	-¥931,230
2008	1	3	0.05	33	-¥29,535	¥61,000	-¥6,596,156	-¥960,765
2008	2	1	0.05	29	-¥26,132	¥30,000	-¥6,626,156	-¥986,897
2008	3	1	0.05	29	-¥26,251	¥51,000	-¥6,677,156	-¥1,013,148
2008	4	1	0.05	31	-¥28,277	¥31,000	-¥6,708,156	-¥1,041,425
2008	5	1	0.05	30	-¥27,492	¥21,000	-¥6,729,156	-¥1,068,917
2008	6	2	0.05	32	-¥29,417	¥10,000	-¥6,739,156	-¥1,098,334
2008	6	6	0.05	4	-¥3,682	¥11,000	-¥6,750,156	-¥1,102,016
2008	6	30	0.05	24	-¥22,131	¥56,000	-¥6,806,156	-¥1,124,147
2008	8	25	0.05	56	-¥52,068	¥56,000	-¥6,862,156	-¥1,176,215
2008	9	29	0.05	35	-¥32,810	¥56,000	-¥6,918,156	-¥1,209,025
2008	10	24	0.05	25	-¥23,627	¥56,000	-¥6,974,156	-¥1,232,652
2008	11	25	0.05	32	-¥30,488	¥46,198	-¥7,020,354	-¥1,263,140
						¥12,110,721	¥21,308,999	
過払金に対する遅延損害金 (未精算)							¥1,263,140	

これは正本である。

平成22年1月26日

東京地方裁判所民事第28部

裁判所書記官 三浦陽

